

2024年度決算公告

2024年4月 1日から

2025年3月31日まで

三菱重工業パワーインダストリー株式会社

貸借対照表

2025年 3月31日現在

(金額単位：千円)

三菱重工パワーインダストリー株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	40,951	買掛金	9,554,458
受取手形	390,209	未払金	3,005,008
電子記録債権	105,811	未払費用	918,503
売掛金	14,511,248	未払法人税等	686,383
契約資産	7,231,709	契約負債	13,973,538
前渡金	388,730	保証工事引当金	3,617,520
製品	5,563	受注工事損失引当金	1,014,000
仕掛品	1,957,069	預り金	41,360
原材料及び貯蔵品	115,929	合 計	32,810,770
前払費用	126,744		
短期貸付金	11,023,147	固定負債	
立替未収金	34,591	退職給付引当金	1,019,000
未収消費税等	1,089,312	合 計	1,019,000
その他の流動資産	249,273		
貸倒引当金(一括評価)	△177,000		
合 計	37,093,285		
固定資産		負 債 合 計	33,829,770
有形固定資産		(純 資 産 の 部)	
建物及び建物附属設備	180,585	株主資本	
構築物	4,334	資 本 金	1,500,000
機械装置	3,452	資 本 剰 余 金	
車両運搬具	455	その他資本剰余金	867,839
工具器具備品	192,107	計	867,839
建設仮勘定	1,423	利 益 剰 余 金	
計	382,356	利益準備金	375,000
無形固定資産		その他利益剰余金	
ソフトウェア	49,754	繰越利益剰余金	4,987,043
その他無形固定資産	128	小 計	4,987,043
計	49,881	合 計	5,362,043
投資その他の資産			
関係会社株式	76,500		
差入保証金	10,898		
ゴルフ会員権	63,678		
出資金	10		
破産更生債権等	472,336		
前払年金費用	120,000		
長期前払費用	17,510		
長期未収入金	1,164,572		
繰延税金資産	2,580,961		
貸倒引当金(個別評価)	△472,336		
計	4,034,129		
合 計	4,466,367	純 資 産 合 計	7,729,882
資 産 合 計	41,559,652	負 債 及 び 純 資 産 合 計	41,559,652

損益計算書

2024年 4月 1日 から

2025年 3月31日 まで

(金額単位：千円)

三菱重工業パワーインダストリー株式会社

売上高		67,300,450
売上原価		53,867,667
売上総利益		13,432,783
販売費及び一般管理費		7,861,468
営業利益		5,571,315
営業外収益		
受取利息及び配当金	19,466	
遅延損害金	37,242	
その他	5,746	62,454
営業外費用		
固定資産処分損	68,343	
労災示談金	175,000	
その他	28,687	272,030
経常利益		5,361,738
税引前当期純利益		5,361,738
法人税、住民税及び事業税		2,768,319
法人税等調整額		△1,015,773
当期純利益		3,609,192

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2024年 4月 1日 から

2025年 3月31日 まで

(金額単位：千円)

三菱重工パワーインダストリー株式会社

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産 計
	資本金		資本剰余金		利益剰余金				
					利益準備金	その他利益剰余金			
						繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金 計	利益剰余金 計	
当期首残高	1,500,000	867,839	867,839	375,000	2,556,851	2,556,851	2,931,851	5,299,690	5,292,630
当期変動額									
剰余金の配当					△1,179,000	△1,179,000	△1,179,000	△1,179,000	△1,179,000
当期純利益					3,609,192	3,609,192	3,609,192	3,609,192	3,609,192
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)								7,060	7,060
当期変動額合計	-	-	-	-	2,430,192	2,430,192	2,430,192	2,430,192	2,437,252
当期末残高	1,500,000	867,839	867,839	375,000	4,987,043	4,987,043	5,362,043	7,729,882	7,729,882

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式・・・移動平均法による原価法

② その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・・・・時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

① 製品・・・・・・移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

② 仕掛品・・・・・・個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

③ 原材料及び貯蔵品・・・・・・移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・定額法

(2) 無形固定資産・・・・・・定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

・金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 保証工事引当金

・工事引渡し後の保証工事費の支出に備えるため、将来の保証費用を個別に見積もり、計上している。

(3) 受注工事損失引当金

・受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失が現実視され、かつ、その金額が合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

(4) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上する。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法で按分した額を、過去勤務費用は発生の期から、数理計算上の差異は発生の翌事業年度から、それぞれ償却処理することとしている。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、製品の販売及び工事の実施・役務の提供を行っている。

・製品の販売

顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡時点において主として履行義務が充足されると判断しており、通常の物品の引渡時点で認識している。

・工事の実施・役務の提供

契約で約束した財又はサービスに対する支配を契約期間にわたり顧客へ移転するため、履行義務の完全な充足に向けての進捗度に基づき収益を認識している。進捗度は、履行義務の充足を描写する方法により測定しており、主に、一定の期間にわたり履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のための予想される総コストに占める割合に基づき見積もっている。

II. 表示方法の変更

1. 貸借対照表

未収消費税等の表示方法は、従来、貸借対照表上、立替未収金(前事業年度 354,414 千円)に含めて表示していたが、重要性が増したため、当事業年度より、未収消費税等(当事業年度 1,089,312 千円)として表示している。

2. 損益計算書

固定資産処分損の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用のその他(前事業年度 23,924 千円)に含めて表示していたが、重要性が増したため、当事業年度より、固定資産処分損(当事業年度 68,343 千円)として表示している。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおり。

1. 収益の認識と測定

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高 67,300,450 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

売上高の一部は、工事契約に基づき進捗度に応じて計上されている売上高である。計算書類に計上した金額の算出方法については、収益及び費用の計上基準を参照。

2. 保証工事引当金の認識及び測定

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 保証工事引当金 3,617,520 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」I.3 項(2)参照。

3. 受注工事損失引当金の認識及び測定

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 受注工事損失引当金 1,014,000 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」I.3 項(3)参照。

4. 確定給付制度債務の測定

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 退職給付引当金 1,019,000 千円

前払年金費用 120,000 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」I.3 項(4)参照。

5. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 2,580,961 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識している。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定している。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

6. 固定資産の回収可能価額

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額	有形固定資産	382,356 千円
	無形固定資産	49,881 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

有形固定資産及び無形固定資産は、報告期間の末日に減損の兆候の有無を判定、減損の兆候がある場合には、減損認識の要否の判定を行う。減損認識の要否の判定にあたっては、資金生成単位から得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識する。回収可能価額は、資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれかの高い金額をいい、このうち、使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した中期事業計画を基礎として見積る。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 ・ ・ ・ ・ ・ 1,248,754 千円
2. 有形固定資産の取得価額から保険差益による圧縮記帳額 43,861 千円（建物及び建物附属設備 10,462 千円、工具器具備品 33,399 千円）と国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳額 20,625 千円（工具器具備品）を控除している。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 ・ ・ ・ ・ ・	441,286 千円
長期金銭債権 ・ ・ ・ ・ ・	1,164,572 千円
短期金銭債務 ・ ・ ・ ・ ・	3,570,658 千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 ・ ・ ・ ・ ・	2,789,195 千円
仕入高 ・ ・ ・ ・ ・	2,697,672 千円
営業取引以外の取引高 ・ ・ ・ ・ ・	86 千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 750,000 株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,179,000 千円	1,572.00 円	2024年 3月31日	2024年 6月28日

- (2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,887,500 千円	3,850.00 円	2025年 3月31日	2025年 6月30日

(注) 2025年6月20日開催の定時株主総会において、上記の通り決議を予定している。

なお、配当原資については、繰越利益剰余金とすることを予定している。

VII. 税効果に関する注記

繰延税金資産発生主な原因は、保証工事引当金、受注工事損失引当金、退職給付引当金、売上原価否認額である。

なお、当社は、三菱重工業(株)を通算親法人としてグループ通算制度を適用している。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及び、親会社である三菱重工業(株)が運営するキャッシュ・マネジメント・システムを利用している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。投資有価証券は主に株式であり定期的に時価や発行体の財務状況を把握している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額について、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては注記を省略している。なお、貸借対照表に計上している関係会社株式、差入保証金、ゴルフ会員権、出資金は、市場価格のない株式等として注記を省略している。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(金額単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容 (注1)	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱重工業(株)	(被所有) 直接 100%	・製品・サービス等の販売 ・役員の兼務 ・同社からの仕入れ	製品・サービス等の販売他	1,744,364	売掛金	146,332
				商品の仕入	2,697,672	立替未収金 契約負債 買掛金	11,810 73,061 771,118
				親会社との立替取引等	2,932,375	未払金	2,799,540
						未払費用	132,836

(注1) 取引条件は、市場実勢を勘案して決定している。

2. 兄弟会社等

(金額単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	MHIパワーエンジニアリング(株)	なし	・同社からの仕入れ	エンジニアリング業務委託他	1,368,956	買掛金	290,705
親会社の子会社	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	なし	・製品・サービス等の販売	製品・サービス当の販売	340,935	契約負債	565,620

親会社 の子会 社	MHI フィン シャル(株)	なし	・資金の貸付	余剰資金の 預入・引出 (注2) 利息の受取	9,615,560 19,110	短期貸付金	11,023,147
-----------------	-------------------	----	--------	---------------------------------	-------------------------	-------	------------

(注1) 取引条件は、市場実勢を勘案して決定している。

(注2) 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入しているが、CMSを用いた資金取引について取引の内容毎に取引金額を集計することは実務上困難であるため、期首と期末の純増減額を表示している。

3. 子会社等

(金額単位：千円)

種類	会社等 の名称	議決権等 の所有	関連当事者 との関係	取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	呉環境 サービス (株)	(所有) 直接 85%	・製品・サービス 等の販売・ 資金の貸付	製品・サービス 等の販売・	1,044,830	売掛金 長期未収入金	283,144 1,164,572

(注1) 取引条件は、市場実勢を勘案して決定している。

(注2) 資金の貸付については、無利息としている。

XI. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	10,306.51 円
1 株当たり当期純利益	4,812.26 円

XII. その他の注記

当社の子会社である呉環境サービス(株)が呉市殿より請け負っているクリーンセンターくれ長期包括的管理運営事業において、2020 年度第 4 四半期及び 2021 年度第 1 四半期における業務委託料の呉市殿からの支払いが引き続き留保されている。呉市殿は委託業務の要求水準未達による是正勧告に基づくペナルティポイントを理由としているものの、当社及び呉環境サービス(株)はクリーンセンターくれ長期包括的管理運営事業における危険ごみの取り扱いに関する協議を呉市殿に申し入れている中での是正勧告であり、当該是正勧告は有効でなく、業務委託料の不払いの根拠はないものと主張している。当社は、当該支払い留保部分に対応する呉環境サービス(株)への売上債権及び貸付金を昨年に引き続き、長期未収入金に 1,164,572 千円計上しており、2022 年 8 月 30 日にて当社の子会社である呉環境サービス(株)を原告、呉市殿を被告として、原告訴訟代理人より東京地方裁判所へ訴状の申立てをしている。また、呉市殿からクリーンセンターくれにおける仮置き場ごみの処分に要した費用の請求分(税込み 456,021 千円)などについて 2023 年 9 月 15 日及び 2024 年 3 月 11 日に東京地方裁判所へ申立てをしているが、2025 年 1 月 30 日にて東京地方裁判所より和解勧告が提示され、2025 年 3 月 28 日東京地方裁判所にて本和解勧告にて原告側である呉環境サービス(株)と被告側である呉市殿との間で中間合意に至っているが、今後、被告側である呉市殿において呉市議会の承認を得ることが本和解勧告成立の条件である。